

栃木労働局「今月(11月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



局HPのトップページのここに掲載しています！

## ① 11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です！

### 労働保険は働く皆さんを守ります。

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険（労災保険と雇用保険の総称）に必ず入らなければいけません。

労働保険は会社の安定はもちろん、従業員の安心・安全のための保険です。

「アルバイトだから大丈夫だと思っていた」、「設立準備が忙しくて忘れていた」、「そもそも知らなかった」など事情はあっても、従業員のため、会社のために、労働保険に加入することは事業主の責任です。



<労働保険の詳細はこちら>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/zigyonushi\\_hoken.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/zigyonushi_hoken.html)



## ② 「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

1 実施期間

令和4年11月1日（火）から11月30日（水）までの1か月間

2 主な取組

① 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付の実施

ア 過重労働解消相談ダイヤル【令和4年11月5日（土）】

なくしましょう 長い残業  
0120-794-713

イ 過重労働相談受付集中期間【11月1日（火）～11月5日（土）（3日（木）を除く）】

栃木労働局・栃木県内の労働基準監督署（開庁時間 平日 8:30～17:15）

労働条件相談ほっとライン 0120-811(はい!)-610(ろうどう)（フリーダイヤル）  
（月～金 17:00～22:00 土日・祝日 9:00～21:00）

② 集中的な監督指導（重点監督）

各種情報から時間外・休日労働時間数が長時間にわたると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場等に対し、集中的な監督指導(重点監督)を実施します。

③ 過労死等防止対策推進シンポジウム

日時 令和4年11月29日（火） 14:00～

場所 栃木県教育会館 5階小ホール（宇都宮市駒生町1-1-6）

●Webからの申し込み：

二次元バーコードを読み込んで下さい。



④ 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問（詳細は別途公表）

日時 令和4年11月17日（木） 14:00～

訪問先 東京オート(株)（小山市東城南1-16-4）

栃木県内で長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに積極的に取り組んでいる企業に労働局長が職場訪問を行い、取組内容について労使と対談します。

## ③ 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です！

STOP!しわ寄せ

大企業等と下請け等中小企業者は共存共栄です！下請け等中小企業者に対する適正なコスト負担を伴わない短期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

詳細はこちら→<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



#### ④【栃木県最低賃金】10月1日から時間額913円に改正しました

- 栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働く、一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等すべての労働者とその使用者に適用されます。
- 特定の産業には、特定最低賃金が定められています。
- \*最低賃金引上げに対する助成金制度や相談窓口を設けています。活用下さい。

▶ **業務改善助成金**:生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

詳細は、こちら → [業務改善助成金](#)

[問合せ] 業務改善助成金コールセンター(Tel.0120-366-440)、栃木働き方改革推進支援センター

▶ 相談対応窓口：栃木働き方改革推進支援センター Tel.0800-800-8100



#### ⑤ 死傷災害の撲滅に向けて！「STOP！建設3大災害」と「Aない声かけ運動！プラス」展開中

- 建設業の3大災害（建設重機災害、墜落・転落災害、崩壊・倒壊災害）による死亡災害が多発しています。建設3大災害防止に取り組みましょう。
- 「Aない声かけ3か月運動！プラス」（労働災害に結び付く「あわてる」「あせる」「あなどる」の「あぶない行動」のキーワードの頭文字“あ(A)”を取った行動を「しない・させない」ために、同じ場所で働く皆がお互いに声をかけ合って、安全な作業行動の定着化を図る労働災害防止運動）令和5年3月31日まで展開中です。



#### ⑥ 「令和4年度働き方改革関連法に関する説明会」を開催します！

- 県内の各労働基準監督署では、改正労働基準法等に関する内容を中心とした、働き方改革関連法に関する説明会を開催しています。

開催日時など詳しくはこちらの専用ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.36kyoutei2022.com/area/kanto>



#### ⑦ 「人への投資」成長分野などの人材育成や定着に向けた支援

##### ◆人材開発支援助成金（人への投資促進コース）新設

～デジタル分野の社員教育に、国民の皆さまのアイデアをもとに創設～

ITやデジタル分野で即戦力となる人材を育成したい

・・・情報技術分野（IT分野）認定実習併用職業訓練【新設】

高度デジタル人材・高度人材を育成したい

・・・高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練【新設】

オンラインの定額受け放題サービスで効率的に訓練を受けさせたい

・・・定額制訓練【新設】

労働者の自発的な学び直しの費用を支援したい

・・・自発的職業能力開発訓練【新設】

労働者の自発的な学び直しのための時間を確保したい

・・・長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度【拡充】



##### ◆特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）

令和4年4月1日雇入れから適用

デジタル関係、グリーン・カーボンニュートラル関係業務に従事させる事業主が、高齢者や障害者、母子家庭の母等、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する事業主に対して助成。

雇入れ1ヶ月以内に「成長分野の事業内容、対象労働者の従事する業務内容等を記載」した実施計画書を、紹介ハローワークへ提出。

実施計画書を提出後、該当となる場合、支給額は現行コースの1.5倍。

